

令和7年度 京都市立八条中学校「学校いじめ防止等基本方針」

京都市立八条中学校

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取り組みの基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

[構成員]

学校長 教頭 生徒指導主任 横山主任 各学年主任 SSW 教育相談 各学年補導係
養護教諭 SC その他、必要と認める教職員

[役割] 校内におけるいじめへの未然防止及び対応策を協議する。

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- 「いじめ」として対応すべき事案か否かを適切に判断し、問題解決まで被害・加害双方に対し、組織的に指導・支援を行う。

[開催時期] 週1回を目標に計画的に実施

[児童生徒・保護者への周知方法]

- 全校集会（4月前期認証式）において構成メンバーの紹介を行う。
- 学校だよりやホームページを通じて構成メンバーの紹介に努める。
- PTA実行委員会を中心に地域での会合等にて、学校生活や実態について報告、連絡を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①授業改善や学習環境の充実、いじめをゆるさない集団づくり

- わかる喜びと学ぶ楽しさを体験できる授業をめざし、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を目指した授業改善を行い、共に学ぶ大切さを実感させることを目指す。また、基礎的・基本的な学習の定着や学習規律の確立をはかり、生徒が安心して学べる学習環境づくりを推進する。
- 個性を認め合い、支え合える学級や部活動などの集団づくりを推進することで、いじめを生まない、ゆるさない生徒同士のつながりを作る。

- ②人権教育・道徳教育の充実、体験活動の充実を通して、いじめを生まない教育土壤を育む
- ・道徳の授業を柱に、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力のもと、「人を大切にする」「人を思いやる」心を育て、社会性を身につける取組を推進する。
 - ・本校の地域に向けた取組や地域への協力による取組などを通して、お年寄りをはじめとした地域の方々への人権意識を育む。
 - ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ③生徒の主体的な取組の充実
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視し、生徒が集団の一員としての役割を担い責任を果たす中で、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、自信を培い自己有用感を高め、自己実現につながる指導を推進する。
- ④生徒への啓発
- ・京都市こども未来会議のテーマやまとめを生徒に周知し、生徒自らが規範について考え実践できる力を育てる。
 - ・日常の生徒同士の関わりの中で生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
 - ・規範意識の醸成に向けて、京都市教育委員会と連携した「非行防止教室」を活用するなどの取組を行う。

(2) 積極的認知のための取組

- ①日常の生徒観察や学級日誌、教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。
- ②いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシートの活用や定期・随時の教育相談を行うなど、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見、早期支援、解決に生かす。また、スクールカウンセラーの活用など、生徒・保護者に向け、必要に応じて多様なアプローチを行う。
- ③保護者、家庭、学校が情報を共有し、共同して生徒の育成に対処する基盤をつくる。
- ④アンケート結果については、生徒に丁寧に聞き取りを実施し、いじめ対策委員会で共有し、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。なお、その原本は厳重に扱い、公文書として保存年限を順守し保存する。
- ⑤学校いじめの防止等基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。

(3) いじめが起ったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。特に重大事案については、拡大の生徒指導委員会をもつ、学校運営協議会や第三者機関に諮る、警察・教育委員会をはじめとする関係機関と緊密な連携をとるなど適切な措置をとり、再発防止、安心・安全の学校環境づくりに向けて、厳しい措置も視野に入れた対応をとる。

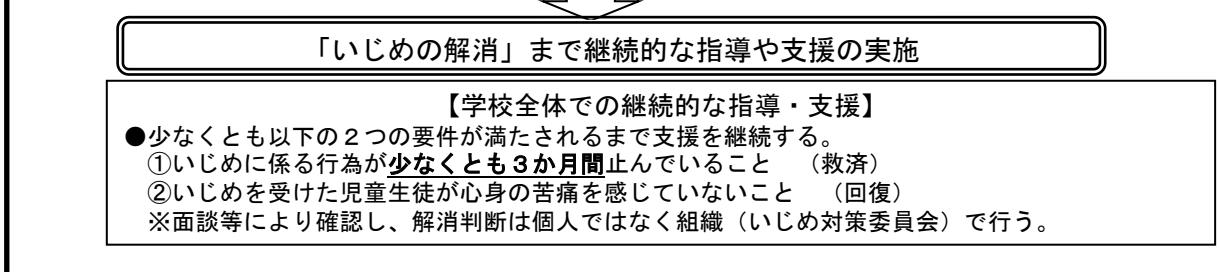
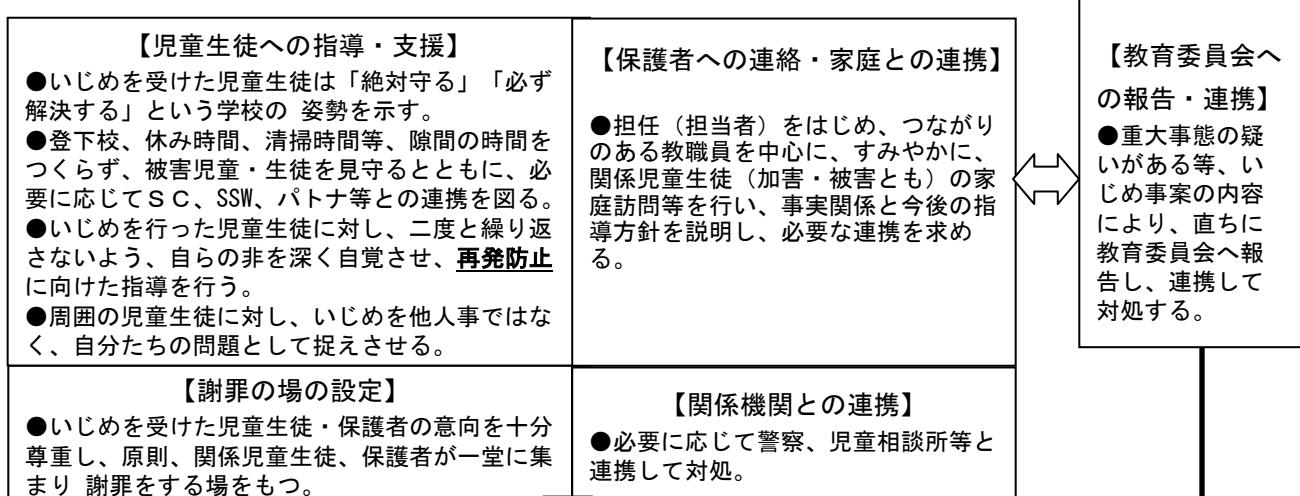
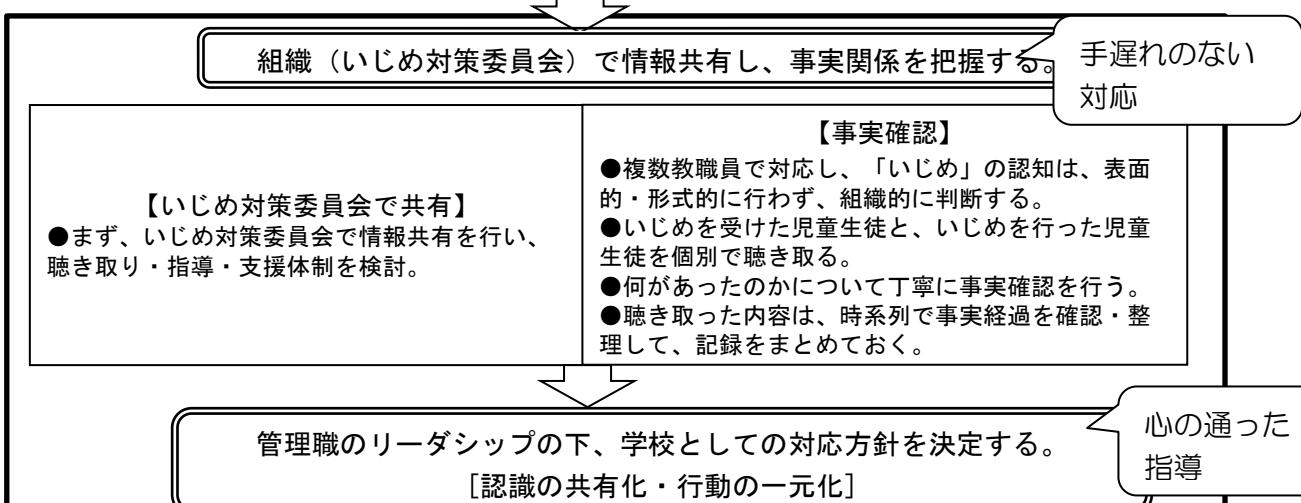
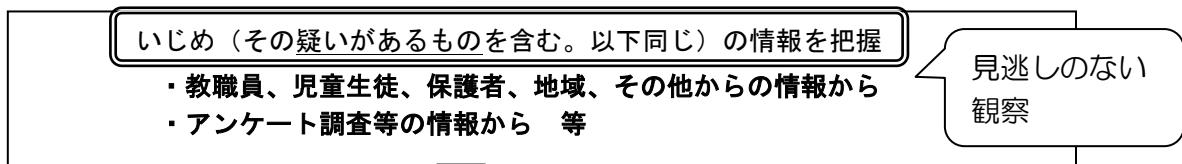
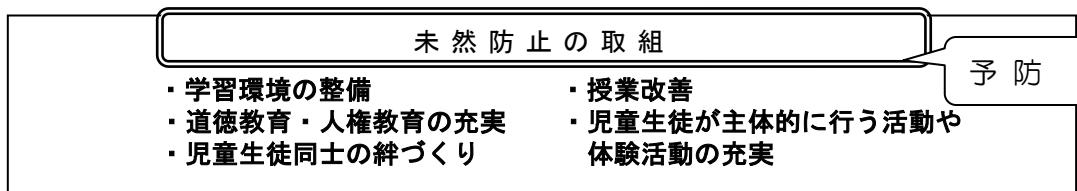
【学校が実施する施策】

- ・丁寧な事実確認と聞き取りの徹底
- ・いじめを受けた生徒の保護や支援等
- ・いじめを行った生徒や保護者等への指導等
- ・周囲の生徒への指導等
- ・教育委員会への報告、警察との連携

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童生徒、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認



- ・いじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭・地域社会に多大な被害を与える。このため、いじめが重大な人権侵害にあたることを理解させ、子どもの情報モラルを身につける指導の充実を図る。
- ・校則遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を、学校・保護者が連携してすすめる。
- ・個人情報の漏洩や他人への誹謗・中傷の書き込みについて適切な指導を行うとともに、保護者にも生徒たちの情報環境等の認識を深める啓発を行う。

④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、再発することのないように、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が要件として満たしている必要がある。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ありえることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

教職員の資質能力向上の取組

- ・いじめ事案対処に関する校内研修の充実。
- ・教育相談を中心に日々の生徒の様子をきめ細かく観察。
- ・些細なことでも見過ごさない指導の徹底。
- ・教職員が一体となり全校生徒を理解し、主体的に関わる姿勢を持つ。
- ・教職員間の連携・連絡の徹底。

4 保護者・地域、関係機関との連携

学校だよりやホームページを通して生徒たちの様子や普段の生活の情報発信に努め、より幅広く学校の取組の様子を理解してもらう。PTA実行委員会を中心に生徒たちの様子を詳細に伝え、PTA役員と幅広く意見交流を行う。より多くの大人や子どもの悩みや相談をうけとめることができるようとする。

また、学校運営協議会、少年補導委員会、自治連合会等幅広く生徒たちを見守っていただき、些細な事象でも報・連・相が行える関係作りに努める。

さらに児童相談所・警察等との連携も強化し、いじめ根絶に向けて一体となる取り組みを実践、実行する。

5 重大事態への対処

基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、「一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

重大事態が発生したときの対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

6 年間計画（予定）

京都市立八条中学校 学校いじめ防止等基本方針 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認」 ◆不登校対策委員会①	・学級開き ・入学式 ・新入生歓迎会 ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・学級・学年目標決め ・学級旗作り	・前年度の学年からの引き継ぎ事項の確認・共有	・入学式で保護者啓発 ・学校だより発信 ・個別懇談会週間に周知
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◆不登校対策委員会②	・憲法月間の講話「いじめの問題」について ・学級討議 ◆不登校対策委員会②	・校外学習 【2年生】チャレンジ体験 【3年生】修学旅行 ・教育相談	第1回記名式いじめアンケート及びくらまね、教育相談アンケートの実施、学年集約と共有① ・PTA総会 ・学校運営協議会①
6	◇いじめ対策委員会③ ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 「アンケート調査の結果の共有」 ◆不登校対策委員会③	◆不登校対策委員会③	・生徒総会 ◆不登校対策委員会③	・教育相談の実施① ・休日参観 ・道徳公開授業
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 ◆不登校対策委員会④	◆不登校対策委員会④	・個別懇談会 ・学年集会 ・夏季休業を迎えるにあたつての心構え ・支部生徒会交流会 ◆不登校対策委員会④	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCAサイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「薬物乱用防止に向けて」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携」	◆校内夏季研修会③	・生徒会リーダー講習会等 「いじめのない、一人一人が輝ける学校にするために」 ・生徒会サミット ・始業式 ◆校内夏季研修会③	地域パトロール (学校独自・少年補導との合同開催) 夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討

	◆不登校対策委員会⑤			
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」 ◆不登校対策委員会⑥	・文化祭、体育祭に向けての取組 ・文化祭		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「第2回記名式いじめアンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」 ◆不登校対策委員会⑦	・体育祭	・教育相談の実施②	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会 「学校評価を受けての改善策について」 「研修会の実施（生徒指導実践上の4つの視点を生かす）」 ◆不登校対策委員会⑧	・オープンスクール	・第2回記名式いじめアンケート及びくらまね、教育相談アンケートの実施 ・教育相談の実施② 3年進路相談	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆不登校対策委員会⑨	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・小中連携授業参観① ・学年集会		・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆不登校対策委員会⑩	・小中連携授業参観② ・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座

	<p>◆いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止等基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p> <p>◆不登校対策委員会⑪</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
2			<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
3	<p>◆いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p> <p>◆不登校対策委員会⑫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C A サイクル 8月・12月・3月） ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「教育相談」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会 臨時 拡大生徒指導委員会）」 ・ 「校内生徒指導研修」 ・ 「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」 <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時に速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。また、職員会議にて経過報告ができるだけ継続して行う。</p> <p>※ 毎月最終金曜日には、不登校生徒のケース会議を実施する。 (教頭・生指主任・補導・担任・副担任・学年主任・養護・S C ・ S S W)</p>			